

生徒心得

愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎の生徒であることを自覚し、一日一日を大切にした学校生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心掛けましょう。

1 学習

- (1) 授業を大切にし、始業の合図までには教室内に着席し、授業の準備をする。
- (2) 家庭学習は計画を立て、自主的・積極的に行う。
- (3) 新聞やテレビ、インターネット等のニュースを通して、社会の出来事に关心をもつ。

2 出欠席

- (1) 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退・欠課をしない。
- (2) 病気などでやむを得ず、欠席・遅刻する場合は前日あるいは当日（7：30～8：40）までに、学校に電話連絡をする。
- (3) 早退の場合は、その理由を担任に申し出て許可を得る。
- (4) 校長が認めた事由により授業を欠いた場合には、公欠扱いとして欠席としない。
- (5) 近親者が死亡した場合の忌引日数は次のとおりとする。

父母 7日

祖父母、兄弟姉妹 3日

曾祖父母、伯叔父母 1日

3 諸活動

- (1) 特別活動(ホームルーム、生徒会・委員会、学校行事)、部活動はそれぞれの規定に従う。
- (2) 各種集会等
 - ア 毎月(4月、9月、12月、1月を除く)全校朝礼を本宮タイム時に行う。
 - イ 2学期末に生徒集会を実施する。
 - ウ 上記ア、イは、生徒会役員が企画、運営を行う。
 - エ 各委員会は、委員会業務内容に即した集会等を企画、運営することができる。

4 通学

- (1) 登校・下校
 - ア 登校及び下校の際は、交通法規を遵守し、社会道徳を守る。
 - イ 登校時から下校時までは許可なく校外に出ない。
- (2) 自転車使用
 - ア 自転車通学は自転車使用許可願を提出し受理された者に限る。
 - イ 自転車通学者は、指定のステッカーを後部フェンダーの見やすい位置に貼る。
 - ウ 自転車通学者は、各学期に1度指定された時期に自転車点検を行い、自転車点検表を提出する。
 - エ 自転車使用時はヘルメットを着用する。
 - オ 駐輪時は必ず施錠する。
 - カ イ、ウ、エ、オを遵守しない者は、自転車使用許可を取り消す。

5 所持品

- (1) 各自の所持品には必ず氏名を明記する。
- (2) 学校での学習及び特別活動に関係のない物品(携帯音楽プレイヤー、雑誌類、菓子類等)は登校の際に所持しない。違反した場合、注意指導を行い、一時預かりし、担任から保護

者へ直接返却する。

- (3) 金銭は定期乗車券紛失時等に対応できる、通学に係る運賃及び公衆電話代のみ所持する。なお、公衆電話代はテレホンカードも可とする。
- (4) 電子マネーは所持しない。ただし、定期乗車券が電子マネー機能を有する場合も、原則電子マネーは0円とするが、休日等に利用している場合に限り、1500円を上限として所持を認める。
- (5) 貴重品の所持には特に注意し、登校後は所定の方法で学校に預け、下校前には所定の方法で受け取る。
- (6) 携帯電話・スマートフォンの所持について
 - ア 携帯電話・スマートフォンの所持については保護者が希望する場合のみとし、緊急時連絡用とする。その際、「登下校時における携帯電話所持許可願」と「我が家のスマホ・タブレット利用ルール」を提出する。
 - イ 携帯電話・スマートフォンの扱いは貴重品と同様とし、登校後は電源を切ってから所定の方法で学校に預け、下校前には所定の方法で受け取り電源を入れる。
 - ウ 学校内及び登下校時において不適正な使用があった場合や許可がないまま所持した場合、注意指導を行い、一時預かりし、担任から保護者へ直接返却する。

6 清潔・衛生

- (1) 常に衛生に留意して、身体、衣服、教室等を清潔にするように心がける。
- (2) 校舎内外の整理整頓に心がける。
- (3) 家庭内または近隣に感染症が発生したり、本人が罹患したりした場合は速やかに担任に申し出る。

7 公共物

- (1) 建物、備品等公共物を愛護し、汚損しないようとする。
- (2) 破損した場合は速やかに担任に申し出る。この場合、破損した個人が費用を負担することを原則とする。
- (3) 公共の備品を使用する場合は管理責任者の許可を得た上で、使用規定を守って使用する。
- (4) 特に許可のない限り校内でアイロン、ガス、火を使用しない。

8 火災及び非常の場合

- (1) 台風及び大地震における登校については規定に従う。
- (2) 家庭が災害を受けたときは速やかに担任に報告する。

9 校外の心得

- (1) 通学時には制服を着用する。
- (2) 身分証明及び生徒心得を常時携行する。
- (3) 外出時は保護者の許可を得て、行き先、同行者、帰宅時間を明らかにする。
- (4) 夜間の外出や外泊は原則禁止とする。
- (5) ボウリング場やカラオケ等、娯楽施設への出入りは、必ず保護者や教員と相談し、約束を守る。(制服で出かけない)
- (6) 携帯電話やタブレット端末における使用規則を遵守する。
- (7) 本宮校舎の生徒同士でのメールやSNS(LINE等)での連絡は1年生時に講習を受講した後からとする。
- (8) 飲酒、喫煙、シンナー遊び、薬物乱用及び、これらに類する身体に影響を及ぼすものの使用を固く禁止する。

1 0 アルバイト

アルバイトは一切禁止する。

1 1 健全な交際について

- (1) 交際は互いを認め合い、大切にし、共に成長していけるものでありたい。
- (2) 高校生としての性を正しく理解し、興味本位で安易な行動をしない。
- (3) 交際は公明正大で節度ある行動を心掛け、手をつないだり抱擁したりする等の行為・しぐさについては厳に慎む。
- (4) 自分の意志をしっかりともち、わだかまりや誤解を招かないようにする。
- (5) 相手を自分の思いどおりにしようとする行為や、身体的、精神的な暴力行為は絶対にしない。

1 2 自動車運転免許について

在学中の自動車運転免許(原動機付自転車、特殊自動車、二輪車を含む)の取得は認めない。

ただし、卒業後の進路に必要な場合で許可された場合に限り、3年生の11月1日以降は、部活動を除く学校活動に支障を来さない範囲で自動車教習所への入校を認める場合がある。

1 3 選挙権の行使

18歳以上の生徒については、法律を守り、積極的に選挙に参加し、社会へ参画していくよう心がける。